

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康管理(健康増進法)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、健康管理(健康増進法)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

酒々井町長

公表日

平成28年11月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づく各種検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ・各種検診対象者の確認及び通知 ・検診申し込みの受理 ・事後指導や結果(記録)の保存及び管理 ・健康、栄養、歯科に関する相談や保健指導に関する事務 ・各種健康教育に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、成人歯科検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症予防検診、健康相談、訪問指導、健康手帳交付簿、ヘルスアップセミナー、糖尿病予防教室	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一76 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	酒々井町健康福祉課地域保険班(保健センター)
②所属長	健康福祉課長 河島幸弘
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉課 地域保健班(保健センター) 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-10-1 043-496-0090
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課 地域保健班(保健センター) 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-10-1 043-496-0090

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

